

写

5 消安第7849号
令和6年3月28日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

農場の分割管理に当たっての対応マニュアルの改正について

平素より家畜衛生行政の推進に御尽力いただき、感謝申し上げます。

「農場の分割管理に当たっての対応マニュアル」(以下「マニュアル」という。)については、「農場の分割管理に当たっての対応マニュアルの策定について」(令和5年9月13日付け5消安第3485号農林水産省消費・安全局長通知)によりお知らせし、各都道府県におかれては、マニュアルを参考に、家畜の所有者からの相談への適切な御指導や必要に応じた家畜の所有者への御提案等に御対応いただいているところです。

このような中、養豚の実態に即した具体例の提示等の養豚農場において分割管理を進める上での御要望をいただいていたことから、今般、都道府県、養豚関係団体及び専門家からの御意見も踏まえ、別添のとおり、マニュアルを改正することとしました。

各都道府県におかれましては、引き続き、マニュアルを参考に、家畜の所有者から農場の分割管理についての相談があった際には適切に御指導いただくとともに、必要に応じて家畜の所有者に対して御提案いただくようお願いいたします。